

電気通信事業政策部会・ユニバーサルサービス政策委員会
合同ヒアリング(第1回)
〔平成22年8月26日(木)開催〕

追加質問に対する各事業者からの回答について

< 目 次 >

(1) 東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社	1
(2) KDDI株式会社	6
(3) ソフトバンク株式会社	10
(4) 株式会社ケイ・オプティコム	19
(5) 株式会社ジュピターテレコム	23

「電気通信事業政策部会・ユニバーサルサービス政策委員会 合同ヒアリング（第1回）」における委員からの追加質問に対する回答

東日本電信電話株式会社
西日本電信電話株式会社

情報通信審議会 電気通信事業政策部会・ユニバーサルサービス政策委員会 合同ヒアリング（第1回）追加質問に対する回答

質問	回答
<p>〈電話単独サービスの低廉性〉</p> <p>■ マンション、住宅団地地区等に新規に加入者線を敷設するに際して、もし電話のみ敷設希望の住宅があった場合は、光IP電話を加入電話並みの料金で電話を提供することはコスト的に可能でしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ インターネットと重畳しない光IP電話を提供することは、技術的には可能ですが、提供に要するコストを踏まえると、現時点では、加入電話と同等水準での料金は実現困難と考えます。
<p>〈バンドル型サービスの低廉性〉</p> <p>■ NTT東西として、現時点では、公設民営方式での光IP電話のみがユニバーサルサービスの3要件に合致するとの考え方を有しているということですが、今後、FTTHとのバンドル型のサービスなどであっても、affordabilityのあるサービスが出現すれば、これをユニバーサルサービスと位置づけることは問題ないでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ユニバーサルサービスの対象とする際には、ユニバーサルサービスの3要件を満たすことが必要と考えており、今後、FTTHとのバンドル型の「加入電話と同程度の料金水準の光IP電話」が出現し、低廉性（affordability）の要件を含め、ユニバーサルサービスの3要件を満たすのであれば、ユニバーサルサービスに位置づけられるものと考えます。 ・ なお、FTTHとのバンドル型の「加入電話と同程度の料金水準の光IP電話」がアンバンドル化され、光IP電話のみとなった場合にも、低廉性の要件を含めユニバーサルサービスの3要件を満たすか検証が必要と考えます。
<p>〈準定額型サービス〉</p> <p>■ NTT東西は今後、準定額型のサービスを検討中とのことですが、現時点で可能な範囲で、こうしたサービスの概略をお聞かせ願いたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ インターネット未利用・低利用のお客様に使い易い新たなサービス・料金を提供していく考えであり、現在サービス内容を検討しているところです。

質問	回答
<p>〈メタル回線の I P 收容サービスの低廉性〉</p> <p>■メタル回線の I P 收容という案がグローバル時代における I C T 政策に関するタスクフォースでの日本電信電話株式会社合同ヒアリング説明資料（平成22年4月20日 http://www.soumu.go.jp/main_content/000063318.pdf 8頁）や、第12回接続政策委員会参考資料（平成22年6月29日 http://www.soumu.go.jp/main_content/000072475.pdf 88頁）で紹介されています。既存の交換機設備の寿命が概ね10年後から順次到来する見込みで、しかもメタルアクセスは交換機よりも長期の使用に耐えられる見込との理由から、交換機から I P 装置に切り替えてメタルを收容するという案だと説明されています。</p> <p>この方式が仮に実現するならば、I P 装置に係る設備投資関連コストが追加的に発生すると思われませんが、現在のメタル回線原価にこれを上乗せしたものをベースに算定されるユーザ料金は、少なくとも I P 電話単体で利用する場合を想定したときの設定水準に比べれば、相当程度低い水準のユーザ料金に抑えることも可能ではないかと思われれます。</p> <p>そうであれば、現在、岩手県住田町・岡山県真庭市等で提供されている公設民営の I R U 方式での光 I P 電話の提供料金とそれほど変わらない価格帯でのサービス提供も不可能ではないようにも思われれます。</p> <p>このように考えるならば、メタル回線の I P 收容にも低廉性 (Affordability) を満たす可能性が有り得ると考えられないでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当社プレゼン資料 P 7 でご説明しましたとおり、メタル回線の I P ネットワークへの收容については、具体的な実現方法を技術的に検討している段階であり、その料金水準等は今後の検討課題ではありますが、メタル回線のまま I P ネットワークに收容される電話サービスについても、低廉性 (affordability) の要件を含め、ユニバーサルサービスの 3 要件を満たすのであれば、基本的にはユニバーサルサービスの対象となるものと考えます。
<p>〈自治体 I R U 方式の制度面での整理〉</p> <p>■プレゼン資料 P 5 において、I R U 方式は一定期間（10年間）での設備賃貸借契約であるため、期間終了後の自治体からの設備提供方法等について、制度面での整理を図る必要があるとの意見ですが、この「制度面での整理」に当たって、N T T 東西として、具体的な要望はあるでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当社プレゼン資料 P 5 でご説明しましたとおり、I R U 方式でのサービス提供においては、国等からの補助金を活用して自治体が構築した設備を借り受けることを前提に、低廉なユーザ料金が実現可能となっています。 ・仮に、公設民営の I R U 方式での光 I P 電話をユニバーサルサービスとする場合、現契約と同旨の内容での契約継続等、安定的なサービス提供を維持していくための仕組みを整備する必要があると考えます。

質問	回答
<p>〈料金の低廉性の担保策〉</p> <p>■プレゼン資料P5において、公設民営のIRU方式での光IP電話について『当該自治体や当該地域の利用者のコンセンサスを前提に、地域毎に一定の料金幅を「加入電話を同程度の料金水準」と認める等、制度面での整理を図る必要がある』と指摘されています。低廉性(Affordability)の担保には、具体的にはどのような規制方策が考えられるでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 公設民営のIRU方式での光IP電話については、その提供料金がIRU地域ごとに区々であったとしても、当該自治体との合意等に基づいて提供することによって、低廉性の確保を図っていくものと考えます。
<p>〈利用可能性〉</p> <p>■プレゼン資料P6における、「加入電話と同程度の料金水準の光IP電話」を提供している状況となった場合、～制度面での整理を図る必要があると考えます」との記述について、</p> <p>(1)「当該地域」とは、具体的にどういう範囲を想定しているか。(自治体IRU地域に対応した市町村といったイメージか。あるいは、ある宅地開発地域においてなどといったような、より狭い範囲も想定できるのでしょうか。)</p> <p>(2)メタルの加入電話の申込みの拒否のほか、既存のメタル加入電話ユーザの移行については、どのようにお考えでしょうか。</p>	<p>(1)「加入電話と同程度の料金水準の光IP電話」は、現時点で公設民営のIRU方式での光IP電話が該当し得るものと考えており、「当該地域」とは、IRU地域に対応した市町村を想定しております。(ただし、市町村の全域がIRU方式に対応していない場合には、IRU方式に対応した地域に限る必要があると考えます。)</p> <p>(2)NTT東西としては、当該地域においては、加入電話を御利用のお客様にも光IP電話をお勧めし、積極的に移行を進めていく考えです。ただし、加入電話から光IP電話への移行については、お客様宅等への光の引き込み工事等が必要であることからお客様の意向を確認しながら実施していく必要があり、現時点では強制的な移行を行うことは困難であると考えます。</p> <p>なお、今後、当該地域における加入電話から光IP電話への移行状況を踏まえ、巻取りについても検討していきたいと考えます。</p>
<p>■NTT西のプレゼン資料P6に、その地域で他事業者が100%光IP電話を提供できる環境下において、「当該地域のユニバーサルサービスについて、異なる事業者間で、加入電話に加え、加入電話に相当する光IP電話のいずれかを対象とすることに関して、制度的な整理が必要になるものと考えます」との記述があるが、この「制度的な整理」に当たって、NTT東西として、具体的な要望はあるでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 新見市の例のようにNTT東西以外の事業者がサービスを提供する事例は、今後、増加するものと考えておりますが、当該地域において、NTT東西以外の事業者が提供する光IP電話が大宗を占める場合、加入電話の提供義務をNTT東西に負わせることが適切か等について、検討する必要があると考えます。

質問	回答
<p>〈補填の在り方〉</p> <p>■ プレゼン資料のP9の光IP補正について、他事業者から、今後メタルの撤去が可能になっていくことを踏まえると、補正は不要になるとの意見がありますが、これに対してはどのような考えをお持ちでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 光IP電話をユニバーサルサービスの対象とする場合の補填額の算定方法等については、今後、大部分のエリアで提供される「加入電話と同程度の料金水準の光IP電話」の出現を踏まえ、検討することが適当と考えます。 ・ 仮に大部分のエリアで提供される「加入電話と同程度の料金水準の光IP電話」が出現し、その提供が義務化された場合は、現行ユニバーサルサービスである加入電話同様に高コスト地域での安定的なサービス提供のために、ユニバーサルサービス基金からの補填が必要であると考えます。 ・ なお、メタル回線の撤去については、メタルで提供しているサービスで光では提供できないサービスがある等、NTTだけではなく、エンドユーザ（個人・企業）、セキュリティ等のサービス事業者、政府・自治体、他の通信事業者、等に広く関わる課題があり、関係者の理解を得ながらこれらの課題を解決した上ではじめて実現可能となるものであり、光IP電話をユニバーサルサービスの対象に加えるという今回の議論とは直接関係のないものと考えます。
<p>〈その他〉</p> <p>■ メタル加入者線の撤去は経済効率から考えると、どの程度の単位で行うことが適切とお考えでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ メタル加入者線については、今後の需要動向によって、利用状況が区々となることから、どの程度の単位で撤去を行うことが適切か、一概には申し上げられません。

「電気通信事業政策部会・ユニバーサルサービス政策委員会 合同ヒアリング（第1回）」における委員からの追加質問に対する回答

K D D I 株 式 会 社

追加質問

〈メタル回線の撤去〉

■全国あまねく責務を負うNTT東西がIP電話を提供しているエリアにおいて、FTTHとセットになっているIP電話も含めて、これらに対応するメタル回線を撤去すべき、との意見であるが、この「これらに対応するメタル」とは、どのような単位を示すのか、考え方を教示いただきたい。

- ・当社説明資料(P5)にあるとおり、「IP電話の単独サービスがあることを前提に、FTTHとセットになっているIP電話も含めて」、これらに対応するメタル回線については、世帯毎に撤去を進めることが可能な状況になると考えています。
- ・ただし、実際の工事にあたっては、効率性や技術的条件に応じて、一定のエリア単位で実施することも含めて検討する必要があると考えます。
- ・なお、現在の電話ネットワークは、国民的資産を継承したNTT東・西が、国民の負担によって維持してきたものです。
- ・その電話ネットワークのコスト削減をいかに実現し、国民負担を最小限とするとともに「光の道」を加速させるかについては、国民的なコンセンサスを得つつ、国家的視点から検討することが必要であると考えます。

■プレゼン資料のP5において、メタル撤去の実現を念頭に置いて、3つの選択肢を提示頂いていますが、

(1)①の「NTT東西のみのIP電話を加入電話の代替的サービスと位置づける」場合と、②の「NTT東西のIP電話のみをユニバーサルサービスに位置づける」場合とでは、どのような効果の違いがあるのでしょうか。

- ・IP電話を「代替的サービス」または「ユニバーサルサービス」と位置づけることで、IP電話が利用されているエリアでは、これらに対応するメタルを撤去することが可能となります。
- ・案①と②の効果の違いについては、案②のように、ユニバーサルサービスの要件に厳密に拘ることによって、IP電話に対応したメタルの撤去が限定的になって進まないのであれば、案①のように、新しい概念を用いた整理の仕方もあるのではないかとということで、「代替的サービス」というカテゴリーを提案させていただきました。

(2)①の場合も②の場合も、「IP電話単独のサービスが提供されている地域」に限定して、NTT東西がメタルの撤去が可能になるとの考えでよいか。その場合、現状では、NTT東西が自治体IRU方式で提供している地域のみが該当するということになるのでしょうか。

- ・①及び②いずれの場合も、「IP電話単独のサービスが提供されている地域」に限定して、撤去可能と考えています。
- ・現行制度下では、NTT東・西が、IP電話単独メニューを提供していなければメタルを撤去できないため、現時点において対象エリアは限定的ですが、自治体IRU方式の他にも、都市部の新築マンションや宅地開発等において、光IP電話のみの提供を要望されるケースが想定されており、それらも対象となるものと考えています。
- ・「光の道」実現に向けてはメタルが撤去できるような環境を早期に整えるべきであり、そうした観点から、アフォーダブルなIP電話単独メニューが提供されることが望ましいと考えます。

- ・また、将来的には、他事業者が多様な手段でIP電話を提供し、適格電気通信事業者となることも考えられるため、その場合についても、必要に応じて制度を見直し、メタルを撤去することが可能になると考えます。

〈料金の低廉性の担保策〉

■プレゼン資料P5において、IP電話を『ユニバーサルサービスと位置づけるのであれば、FTTHとセットにされているIP電話も含め、音声通話部分についての affordability(加入電話と同等の料金)の担保に向けた何らかの措置の検討が必要』と指摘されています。具体的にはどのような規制方策が考えられるでしょうか。また、FTTHとセットにされているIP電話については他のバンドルサービスとの分計が必要になると思われますが、その際に用いるべきコストドライバはどのようなものが適切だとお考えでしょうか。

- ・IP電話をユニバーサルサービスと位置づけた場合には、affordability が求められることとなるため、少なくともIP電話の単独サービスが、加入電話と同等の料金水準で提供されていることが前提となります。
- ・ユニバーサルサービスであるIP電話の単独サービスやFTTHとセットとなっているIP電話のうち、ボトルネック設備である指定電気通信設備を用いて提供されるNTT東・西のIP電話の料金が、将来的に異常に高騰することは社会的に影響が重大であると考えます。
- ・こうした事態を回避する観点から、まずは、NTT東・西IP電話の料金について、社会的に妥当なユーザ料金水準となるような何らかの抑制手段が必要と考えられます。
- ・なお、仮にコストドライバの分計が必要であれば、国民のコンセンサスを前提として、適切なアフォードビリティに照らして、低廉性を確保することができるようなコストドライバにすべきであると考えています。

〈補填の在り方〉

■プレゼン資料P6において、光の道の実現に向けた高コスト地域の超高速ブロードバンドサービスの整備・維持コストをいかに賄うかについて、ユニバーサルサービス制度とは別の新たな枠組みによるものとして、今後検討を進めるべきとの意見ですが、この点については、移行期における制度を踏まえた上での将来における検討課題とお考えでしょうか。

- ・「光の道」推進にあたっては、光ファイバが主であるものの、CATVや無線などの様々なアクセス手段が存在し、その役割が期待されていることから、移行期においては、「光の道」推進を妨げないために、CATVや無線といった光以外の手段によってでも「光の道」の推進を可能とするよう、新たな制度の検討を速やかに開始することが必要であると考えます。
- ・その場合には、現行のユニバーサルサービス制度とは別に、民間による競争の成果を活かしてブロードバンドの整備・維持を行うための仕組みが必要と考えています。

〈移行期の制度の在り方〉

■過渡期(=移行期)においては、NTT東西のみが引き続き適格電気通信事業者として位置づけられるとお考えでしょうか。

- ・現行制度のもとでは、NTT法上「あまねく電話責務」があるNTT東・西が唯一の適格電気通信事業者であり、また、最終手段の提供者であると認識しております。

・当社説明資料(P6)でも提案させていただいたように、将来の「光の道」実現に向けた高コスト地域の超高速ブロードバンドサービスの整備・維持については、NTT東・西に限らず民間の活力を生かして進めていくべきであり、CATVや無線等の多様な技術で様々な事業者がユニバーサルサービスを支えていくことが考えられます。

その際には、事実上、NTT東・西のみが対象となる現行の適格電気通信事業者の要件や業務区域について見直しが必要となるため、移行期において、これらの多様な技術による「光の道」推進を妨げないためにも、速やかに新たな枠組みの検討を開始することが必要であると考えます。

(以上)

「電気通信事業政策部会・ユニバーサルサービス政策委員会 合同ヒアリング（第1回）」における委員からの追加質問に対する回答

ソフトバンク株式会社

ユニバーサルサービス制度合同部会ヒアリング 追加質問に対する回答

ソフトバンク株式会社

平成22年9月6日

弊社回答の前提事項

- 8月26日のヒアリングの際に意見させていただいたとおり、弊社は、光IP電話がユニバーサルサービスの対象となったとしても、当該サービスへの補てんは行わない前提で検討すべきと考えております。
- 従って、本回答におけるユニバーサルサービスの対象とは、あくまで確保されるべきユニバーサルサービスの対象として述べたものであり、基金補てんの対象という意味ではありません。
- また、光IP電話のユニバーサルサービス化は、メタル廃止、アクセス分離とあわせ、3施策同時に実施されるべきと考えており、その前提で回答を行わせて頂きます。

バンドルサービスの一部として 提供される光IP電話

Q1 BBバンドルは高額であることを理由にユニバーサルサービスの対象には含めないと整理されています(プレゼン資料P1ア)。その一方で、情報アクセス権は新たな基本的人権であるとの論(5頁)を展開されてユニバーサルアクセスの議論を先取りされているように思われます。

ブロードバンド・サービスが基本的人権に相当するとの論に従うならば、バンドルの一部として提供されるIP電話をユニバーサルサービスとすることが当然のことにも感じられます。BBバンドルの価格の高さがその障害になっているのであれば、どの程度の価格帯であればバンドルサービスの一部として提供されるIP電話もユニバーサルサービスの対象に含められるとお考えでしょうか。また、それは光の道構想を推進するならば実現可能な価格帯水準でしょうか。

(回答は次頁)

バンドルサービスの一部として 提供される光IP電話

(前頁の質問に対する回答)

- A1
- 将来の「光の道」整備後については別途検討が必要と考えますが、移行期においては、引き続き、現行のユニバーサルサービスの3つの基本要件(エッセンシャルティ、アフォーダビリティ、アベイラビリティ)を満たすことが適当であると考えます。
 - 従って、現在のブロードバンドとのバンドルサービスについては、以下のとおり基本要件を満たしていないため、現時点ではユニバーサルサービスの対象外とすることが適当と考えます。
 - 料金水準が6000円程度であり、アフォーダビリティの要件を満たしていない
 - ブロードバンドが十分に普及しておらず、エッセンシャルティ及びアベイラビリティの要件を満たしていない
 - なお、当該バンドルサービスと並行して、光IP電話の単独サービスが提供される場合には、当該サービスをユニバーサルサービスの対象とすることで実質的なユニバーサルサービスの保証は可能となることから、そのような観点からもバンドルサービスにおける光IP電話をユニバーサルサービスの対象とする必要はないものと考えます。

(次頁に続く)

バンドルサービスの一部として 提供される光IP電話

(前頁の回答の続き)

- A1
- また、現在のバンドルサービスは「基本サービス:ブロードバンドサービス+オプション:光IP電話サービス」という体系が基本ですが、それが仮に「基本サービス:光IP電話サービス+オプション:ブロードバンドサービス」という体系で且つ基本サービス部分についてアフォーダビリティが確保される前提であれば、実質的には、光IP電話単独メニューと同一と捉えることが可能であることから、当該サービスの基本サービス部分についてユニバーサルサービスの対象とすることも考えられます。

ユニバ追加質問に対する回答

Q2 光IP電話単独の提供であれば全てユニバーサルサービスに含めても良いとお考えでしょうか、それとも光IP電話単独であっても高額なものは除外されるべきだとお考えでしょうか。もし除外されるべきだとした場合には、高額かどうかの判断基準はどのように設定されるべきとお考えでしょうか。

- A2**
- ユニバーサルサービスの基本的要件の一つであるアフォーダビリティの観点から、料金が高額な光IP電話サービスはユニバーサルサービスの対象外とすべきと考えます。
 - 料金水準が高額かどうかの判断は、現行の加入電話の料金水準を基準に判断すべきと考えます。
 - なお、単純に高額な光IP電話をユニバーサルサービスの対象外とした場合、二重コストの解消(メタル撤去の推進)が進まなくなる可能性があるため、光IP電話単独の料金を低廉なものとする施策の導入についても検討がなされる必要があると考えます。

ユニバ追加質問に対する回答

Q3 メタル回線のままIP網に收容される電話は、メタル撤去推進のためユニバ対象外との説明をされています(プレゼン資料P1イ)。仮にメタル撤去が急には進まず、交換機設備をIP装置に切り替える案が認められ、しかもこれをユニバーサルサービスから除外してしまうならば、ユニバーサルサービスの対象から除外される電話が相当数存在することになりかねません。交換機設備は既に生産されていないため、メタル撤去を早急に実現できる目途が仮に立たない場合には、メタルアクセス回線のままIP網に收容される電話はユニバ対象外との取扱いについては再検討の余地があるとお考えでしょうか。

- A3**
- ヒアリングにて述べさせて頂いたとおり、「光の道」の着実な実現及び公正な競争環境の整備の観点から、光IP電話のユニバーサルサービス化とメタル撤去及びアクセス網の分離はセットで実施すべきと弊社は考えており、ご質問いただいたような仮定を置くことは望ましくないと考えます。
 - 仮に、移行の過程においてメタル回線のままIP網に收容させる等の事象が発生せざるを得ないとしても、メタル撤去のインセンティブを確保するために、当該形態はユニバーサルサービスの対象外とすべきと考えます。

ユニバ追加質問に対する回答

Q4 各社の意見の中には、移行期において光IP電話に限らず、すべての0ABJ-IP電話を含めることが適当との意見もありますが、御社としてどのようにお考えでしょうか。

- A4**
- CATV事業者殿が提供する光IP電話以外の0ABJ-IP電話等については、現行のユニバーサルサービスの基本的要件を満たすのであれば、光IP電話と同様にユニバーサルサービスの対象とすることも検討すべきと考えます。
 - ただし、質問3でお答えしたとおり、メタル収容の0ABJ-IP電話については、メタル撤去のインセンティブ確保等のため、ユニバーサルサービスの対象から除外すべきと考えます。

「電気通信事業政策部会・ユニバーサルサービス政策委員会 合同ヒアリング（第1回）」における委員からの追加質問に対する回答

株式会社ケイ・オプティコム

追加質問への回答

平成22年9月6日
株式会社ケイ・オプティコム

《質問事項1》

〈競争上の問題〉

■プレゼン資料P3において、「特に、現行制度下において、適格電気通信事業者に対し、光IP電話をあまねく提供する義務を課すことは、競争環境に悪影響を及ぼす」との記述がありますが、P3で指摘されている問題以外に、さらに具体的な競争上の懸念があればお聞かせ願いたい。

《弊社回答1》

FTTHおよび光IP電話提供事業者として、現時点で考える競争上の懸念事項は、弊社プレゼン資料に記載のとおりです。繰り返しになりますが、適格電気通信事業者に対し、光IP電話に係るコストをユニバーサルサービス基金から補てんすることは、光IP電話がFTTHとバンドル提供されていることが一般的であることと相まって、競争環境に甚大な影響を及ぼすと懸念しております。

付け加えるならば、光アクセス上ではネット・電話に加え、テレビサービスも提供されていることから、テレビサービスの競争環境への影響も懸念されることです。

なお、近畿圏においては、弊社及びNTT西日本殿のFTTH事業者に加え、CATV事業者殿もネット・電話・テレビのトリプルプレイサービスを提供され、激しい競争状態にありますので、CATV事業者殿にも、同様の懸念が生じるのではないかと考えます。

《質問事項2(1)》

〈適格電気通信事業者の業務区域における要件の見直し(見直し提案①)〉

■プレゼン資料P5において、加入電話に対する代替性が相対的に高いサービス(CATV・光IP電話・携帯電話等)が既に提供されている区域では、(NTT東西が)メタルアクセスの新規敷設の抑制や一部撤去ができるよう措置することが提案されていますが、
(1)「直収電話・CATV・光IP電話・携帯電話等が既に提供されている区域」とは、その区域内がどのような状態になっている場合を想定しているのでしょうか、加入者の大半が既に提供を受けている場合を想定しているのでしょうか。

《弊社回答2(1)》

IRUエリア等において、ブロードバンドに加え、全戸への電話サービス提供を前提に、NTT東・西もしくは他事業者が光アクセスやCATVアクセスが整備されているケースがあると認識しております。このような場合、加入電話に対して相対的に代替性の高い電話サービスの提供が概ね保障されていると考えられますので、当該エリアにおいては、メタルアクセスの整備や維持を、最小限にすることが可能と考えております。

また、携帯電話を含めて考えますと、上記以外にも更に多くの地域を対象とできる可能性がありますので、携帯電話も検討の俎上に上げ、その特性を踏まえつつ、具体的な取扱いを検討していくことが必要と考えます。

《質問事項2(2)》

(2)「直収電話・CATV・光IP電話・携帯電話等が既に提供されている区域」がNTT東西以外の事業者の場合、現行制度の下では、当該区域において、当該NTT東西以外の事業者には役務提供義務はなく、当該地域から撤退することも可能ですが、このような状況でも(NTT東西が)メタルアクセスの新規敷設の抑制や一部撤去が可能であると考えてよろしいでしょうか。

《弊社回答2(1)》

IRUエリア等においては、提供義務のない事業者の撤退により電話サービス提供事業者が不在になる可能性がありますので、プレゼン資料中の例示に記載しているとおり、「関係者の合意を得ること」が前提と考えます。具体的には、自治体や電話サービス提供事業者等の合意を得ることが想定されます。また、例えば、今後光アクセスやCATVアクセス等を整備するエリアにおいて、入札条件等に電話サービスの提供を保障するような条項を盛り込むことも考えられます。

一方、上記以外の複数事業者によって競争状態にある地域においては、通常、当該地域から全ての事業者が撤退するとは考えにくいいため、特段の措置を講じなくとも、いずれかの電話サービスの提供が担保されるものと推察いたします。

《質問事項2(3)》

(3)メタルアクセスの一部撤去とは、どのような撤去の仕方を想定しているのでしょうか。

《弊社回答2(3)》

前述の弊社回答2(2)における「関係者の合意」内容や、現状NTT東・西殿がどの程度メタルアクセスを整備しているかにもよりますので、一概に撤去方法や範囲等が定まるものではないと考えます。

特に、利用者にメタルアクセスからの切り替えを強制できないこと、加入電話固有の仕組みに関わる諸課題の解決が必要であること等から、強制的に、あるいは一律に、メタルアクセスから他のアクセスにマイグレーションすることは困難と考えますので、メタルアクセスならではのサービスの利用者に配慮する等、地域における状況を十分精査のうえ、実情に応じた撤去方法や範囲を検討していくことが肝要と考えます。

《質問事項3》

〈競争上の影響(見直し提案①、②関連)〉

■御社の見直し提案による場合は、競争上の悪影響は少ないと考えてよろしいでしょうか。

《弊社回答3》

弊社は、プレゼン資料に記載のとおり、光IP電話を現行のユニバーサルサービス制度に組み入れると、競争環境に悪影響を及ぼすことになると考えております。

弊社見直し提案は、一つは、光IP電話をユニバーサルサービス制度の対象とすることなく、メタルアクセスの整備や維持を最小限とできるよう措置してはどうかとの提案であり、一つは、基礎的電気通信役務提供事業者の負担軽減を提案したものですので、光IP電話がユニバーサルサービス制度の対象となることにより懸念される悪影響は生じないと考えます。

《質問事項4(1)》

〈補填の在り方〉

■ 現行のユニバーサルサービス基金制度は適格電気通信事業者が不採算地域でサービス提供を行う結果として計上されている膨大な赤字(平成20年度東西計▲1,312億円)の存在を前提として、その2割弱(約190億円)が補填されています。そのような不採算地域での国民生活に不可欠なサービス活動を適格電気通信事業者に義務付けていることをもってしても、他の地域での黒字計上がある限り補填は「常識では考えられない」とお考えでしょうか。

《弊社回答4(1)》

NTT西日本殿の平成21年度のユニバーサルサービス収支が▲540億円^{※1}である一方、FTTHアクセスサービスの収支は、▲628億円^{※2}であります。このうちFTTHアクセスサービスの赤字は、相当の営業費用(広告宣伝や販売インセンティブ、料金値引き)がつぎ込まれた結果であると考えております。

現行のユニバーサルサービス制度の趣旨は理解しておりますが、競争事業者の立場としては、このようにIP系サービス等に多大な営業費用を投入できる事業規模・財務基盤の事業者に対して、一方でユニバーサルサービス基金から補てんしていることに違和感が拭えないところであり、今後の検討において留意いただきたく、あえて意見したものです。

このような状況下、光IP電話を補てん対象とした場合、光IP電話がFTTHの付帯的サービスとの性格を持つ以上、会計整理のためには机上で無理に設定した配賦率でアクセスコストや営業費用を按分するしか方法がなく、合理的な会計整理や外部チェックは困難になると考えます。

その結果、実態的には、交付金がFTTHの営業費用や光アクセスの整備費用に使用されている状況になり得ることから、光IP電話を現行のユニバーサルサービス制度の対象とするべきではないと考えております。

※1 平成22年8月31日 NTT西日本報道発表「ユニバーサルサービス収支表の提出について」より

※2 平成22年6月30日 NTT西日本報道発表「指定電気通信役務損益明細表等の提出について」より

《質問事項4(2)》

また、御社は不採算地域でのIPベースでの競争参入を検討されていますか。

《弊社回答4(1)》

弊社は、自ら構築した光アクセスを用いて、IPベースでのサービス提供を基本に事業展開しており、サービスエリアは、近畿2府4県の約9割の世帯をカバーしております。

現状弊社では、不採算地域へのサービス提供は見送っておりますが、以下のように採算が見込めると判断される場合に、サービスエリア化しております。

- ① エリアリクエストという形で、利用要望を募り、一定数の方からご要望をいただき、採算が見込めると判断される場合、当該地域をサービスエリア化
- ② 地域イントラネットの構築等に際して競争入札等に参加のうえ、自治体を通じた公的支援を得て幹線整備等を行い、当該地域をサービスエリア化

弊社としましては、上記取組みを通じて、また新たな方法等を模索しながら、今後とも条件不利地域を含め、近畿圏におけるサービスエリア拡大に努めていく所存です。

以上

「電気通信事業政策部会・ユニバーサルサービス政策委員会 合同ヒアリング（第1回）」における委員からの追加質問に対する回答

株式会社ジュピターテレコム

追加質問

〈ユニバーサルサービスの範囲〉

- プレゼン資料P1において、アクセスラインの形態に関わらず、PSTN電話と同等の便益をもったIP電話はすべて対象とすることが適当とのご意見ですが、CATV事業者が提供するケーブルのOABJ-IP電話を基礎的電気通信役務に含めないと整理する場合、具体的にどのような影響があるとお考えでしょうか。

回答

現在、基礎的電気通信役務の適用は、メタルやケーブルなど、アクセスライン形態に関わらず行われておりますので、その状況を踏襲して本意見を述べさせていただきます。

なお、現制度では不採算地域の事業者が補てんの対象になるには基礎的電気通信役務事業者になることが条件のため、範囲については3項目〈補てんの在り方〉と合わせた検討が必要と考えます。

〈基礎的電気通信役務の規制〉

- プレゼン資料P3において、約款の届出義務等の大幅な規制緩和を要望されていますが、その具体的理由はどのようなものでしょうか。相対契約の占める比重等が背景にあるのでしょうか。

回答

当社はOABJ-IP電話とPSTN電話(基礎的電気通信役務)の両方の事業を行っておりますが、お客さま利便性に差がほぼないにも関わらずPSTN電話では各種規制、届出があることを実感しております。

特段相対契約のためではありません。

〈補填の在り方〉

- プレゼン資料P3において、OABJ-IP電話を提供する適格電気通信事業者に基金からの補填を行うことは必要との意見ですが、移行期においてはNTT東西が引き続き適格電気通信事業者であるとお考えでしょうか。

回答

移行期において、NTT 東西のみが適格電気通信事業者になるのか、不採算地域の事業者(例えば公設民営の運営事業者)も対象になるのか、現在の補てん算出もあわせ検討する必要があると考えます。

(以上)